

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	23 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 6 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 6 月から同年 12 月まで

結婚を機に、納付が遅れていた申立期間の国民年金保険料に係る納付書を社会保険事務所（当時）で発行してもらい、納付したので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の未納とされている期間は 1 回、かつ、7 か月と短期間であるとともに、申立期間を除く国民年金保険料はすべて納付済みであり、昭和 58 年 1 月から 59 年 5 月までの期間については、第 4 種被保険者として厚生年金保険に任意継続加入しているなど、申立人の年金制度に対する意識は高かったと考えられる。

また、申立人が供述している国民年金保険料納付の経緯に特に不自然さはみられず、納付したとする金額も、申立期間の保険料を納付するのに必要な金額とおおむね一致している上、オンライン記録を見ても、昭和 60 年 8 月 19 日に申立期間に係る納付書が発行されたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間のうち平成5年2月1日から6年10月1日までの標準報酬月額
は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該
期間に係る標準報酬月額を19万円に訂正することが必要である。
- 2 また、申立期間のうち平成6年10月1日から7年10月1日までについ
て、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給
与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月
額に係る記録を6年10月から7年2月までは20万円、同年3月は19万円、
同年4月から同年9月までは20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険
料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する
義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月1日から7年10月1日まで
申立期間について、標準報酬月額の記録が12万6,000円となっているが、
所持している給与明細書の保険料控除額と合わないことがわかったので正
しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報
酬月額は、当初、平成5年2月から6年9月までは19万円と記録されてい
たところ、平成6年4月20日及び同年4月21日に申立人の標準報酬月額
の記録が、5年2月までさかのぼって12万6,000円に引き下げられている
ことが確認できる。

しかし、申立人が提出した給与明細書の報酬額及び厚生年金保険料控除
額から、当該遡^{そきゅう}及訂正前の標準報酬月額に見合う報酬額及び保険料控除が
なされていることが確認できる。

また、当該事業所に照会したところ、申立人に係る賃金台帳等の関係資

料は無く、当時の事情は不明としているが、当時の経理担当者は、A社の経営状況が悪化し、社会保険料を滞納しており、社会保険事務所（当時）に相談していた旨の証言をしている。

加えて、申立人は、当該事業所の登記簿謄本から役員ではなかったことが確認でき、また、雇用保険の加入記録も確認できることから、申立人が当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立期間のうち平成5年2月から6年9月までの標準報酬月額を、事業主が当初届け出た19万円に訂正することが必要である。

なお、当該^{そきゅう}遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成6年10月）で12万6,000円と記録されているところ、当該処理については^{そきゅう}遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 2 また、申立期間のうち、平成6年10月から7年9月までの期間について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人から提出された申立期間の給与明細書上で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立人の標準報酬月額を平成6年10月から7年2月までを20万円、同年3月を19万円、同年4月から同年9月までを20万円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成8年10月から9年2月までは36万円、同年3月から10年4月までは47万円、同年5月から同年8月までは38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月1日から10年9月11日まで
A社に勤務していた申立期間について、標準報酬月額が、9万8,000円に引き下げられているが、実際の報酬月額と相違しているので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年10月から9年2月までは36万円、同年3月から10年4月までは47万円、同年5月から同年8月までは38万円と記録されていたところ、同社が適用事業所ではなくなった同年9月11日以降の同年9月22日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が9万8,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、当該事業所の商業登記簿謄本により役員ではなかったことが確認できるほか、申立人は、当該事業所において事務を担当していたとしているが、元事業主は、「社会保険事務所に対する訂正処理の手続は自分が一人で行ったことなので、役員やその他の従業員は標準報酬月額の引下げについては関与していないし、その事実も知らない。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、当該遡及訂正処理を行う合理的理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成8年10月から9年2月までは36万円、同年3月から10年4月までは47万円、同年5月から同年8月までは38万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成16年8月5日、同年12月9日、17年8月5日、同年12月10日及び18年8月7日については25万円、同年12月8日については8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月5日
② 平成16年12月9日
③ 平成17年8月5日
④ 平成17年12月10日
⑤ 平成18年8月7日
⑥ 平成18年12月8日

A社から申立期間①から⑥について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤については25万円、申立期間⑥については8万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成16年8月5日については20万円、同年12月9日については10万円、17年8月5日については15万円、同年12月10日については20万円、18年8月7日については22万円、同年12月8日については23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月5日
② 平成16年12月9日
③ 平成17年8月5日
④ 平成17年12月10日
⑤ 平成18年8月7日
⑥ 平成18年12月8日

A社から申立期間①から⑥について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①については20万円、申立期間②については10万円、申立期間③については15万円、申立期間④については20万円、申立期間⑤については22万円、申立期間⑥については23万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成16年8月5日については19万3,000円、同年12月9日、17年8月5日、同年12月10日、18年8月7日及び同年12月8日については20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月5日
② 平成16年12月9日
③ 平成17年8月5日
④ 平成17年12月10日
⑤ 平成18年8月7日
⑥ 平成18年12月8日

A社から申立期間①から⑥について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①については19万3,000円、申立期間②、③、④、⑤及び⑥については20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成16年8月5日、同年12月9日、17年8月5日及び同年12月10日については25万円、18年8月7日については26万円、同年12月8日については27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月5日
② 平成16年12月9日
③ 平成17年8月5日
④ 平成17年12月10日
⑤ 平成18年8月7日
⑥ 平成18年12月8日

A社から申立期間①から⑥について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②、③及び④については25万円、申立期間⑤については26万円、申立期間⑥については27万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成16年8月5日については16万円、同年12月9日、17年8月5日及び同年12月10日については18万円、18年8月7日については20万円、同年12月8日については22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月5日
② 平成16年12月9日
③ 平成17年8月5日
④ 平成17年12月10日
⑤ 平成18年8月7日
⑥ 平成18年12月8日

A社から申立期間①から⑥について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①については16万円、申立期間②、③及び④については18万円、申立期間⑤については20万円、申立期間⑥については22万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成16年8月5日については16万2,000円、同年12月9日については17万円、17年8月5日については18万円、同年12月10日については19万円、18年8月7日については22万円、同年12月8日については20万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月5日
② 平成16年12月9日
③ 平成17年8月5日
④ 平成17年12月10日
⑤ 平成18年8月7日
⑥ 平成18年12月8日

A社から申立期間①から⑥について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①については16万2,000円、申立期間②については17万円、申立期間③については18万円、申立期間④については19万円、申立期間⑤については22万円、申立期間⑥については20万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成16年12月9日、17年8月5日及び同年12月10日については5万円、18年8月7日及び同年12月8日については15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月9日
② 平成17年8月5日
③ 平成17年12月10日
④ 平成18年8月7日
⑤ 平成18年12月8日

A社から申立期間①から⑤について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①、②及び③については5万円、申立期間④及び⑤については15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成16年8月5日については5万円、同年12月9日、17年8月5日及び同年12月10日については15万円、18年8月7日については16万円、同年12月8日については19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月5日
② 平成16年12月9日
③ 平成17年8月5日
④ 平成17年12月10日
⑤ 平成18年8月7日
⑥ 平成18年12月8日

A社から申立期間①から⑥について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①については5万円、申立期間②、③及び④については15万円、申立期間⑤については16万円、申立期間⑥については19万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成16年8月5日については3万円、同年12月9日については13万円、17年8月5日及び同年12月10日については13万5,000円、18年8月7日については14万5,000円、同年12月8日については15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月5日
② 平成16年12月9日
③ 平成17年8月5日
④ 平成17年12月10日
⑤ 平成18年8月7日
⑥ 平成18年12月8日

A社から申立期間①から⑥について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①については3万円、申立期間②については13万円、申立期間③及び④については13万5,000円、申立期間⑤については14万5,000円、申立期間⑥については15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成16年8月5日については17万円、同年12月9日については18万円、17年8月5日、同年12月10日、18年8月7日及び同年12月8日については20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月5日
② 平成16年12月9日
③ 平成17年8月5日
④ 平成17年12月10日
⑤ 平成18年8月7日
⑥ 平成18年12月8日

A社から申立期間①から⑥について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①については17万円、申立期間②については18万円、申立期間③、④、⑤及び⑥については20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成 16 年 8 月 5 日については 17 万 5,000 円、同年 12 月 9 日については 14 万 3,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 8 月 5 日
② 平成 16 年 12 月 9 日

A社から申立期間①及び②について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①については 17 万 5,000 円、申立期間②については 14 万 3,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成16年8月5日、同年12月9日、17年8月5日及び同年12月10日について15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月5日
② 平成16年12月9日
③ 平成17年8月5日
④ 平成17年12月10日

A社から申立期間①から④について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間について15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年8月5日及び同年12月10日については15万円、18年8月7日については16万円、同年12月8日については16万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月5日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年8月7日
④ 平成18年12月8日

A社から申立期間①から④について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①及び②については15万円、申立期間③については16万円、申立期間④については16万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年8月5日については5万円、18年12月8日については15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月5日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年8月7日
④ 平成18年12月8日

A社から申立期間①から④について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無い場合、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①については、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

申立期間④の標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳から16万円の賞与額が確認できるが、控除されている厚生年金保険料額は標準賞

与額 15 万円に基づく保険料額であることが確認できる。

したがって、申立期間④に係る標準賞与額については、15 万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については 13 万円、申立期間③については 17 万円の賞与支給額が賃金台帳から確認できるが、いずれにおいても当該賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等は所持しておらず、保険料控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び③について申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び④について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成17年8月5日については5万円、18年12月8日については14万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年8月5日
② 平成17年12月10日
③ 平成18年8月7日
④ 平成18年12月8日

A社から申立期間①から④について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①については5万円、申立期間④については14万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については13万円、申立期間③については14万円の賞

与支給額が賃金台帳から確認できるが、いずれにおいても当該賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等は所持しておらず、保険料控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②及び③について申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成18年8月7日については5万円、同年12月8日については16万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月7日
② 平成18年12月8日

A社から申立期間①及び②について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間①については5万円、申立期間②については16万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成18年12月8日については15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月7日
② 平成18年12月8日

A社から申立期間①及び②について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これら標準賞与額のいずれか低い方を認定することとなる。

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間②については15万5,000円の賞与額が確認できるが、控除されている厚生年金保険料額は標準賞与額15万円に基づく保険料額であることが確認できる。

したがって、申立期間②に係る標準賞与額については、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提

出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①については5万円の賞与額が賃金台帳から確認できるが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人は厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等は所持しておらず、保険料控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 770

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を平成18年12月8日については22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年8月7日
② 平成18年12月8日

A社から申立期間①及び②について賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されている。しかし、オンライン記録では、当該賞与に係る保険料納付の記録が無いため、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間②については22万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については5万円の賞与額が賃金台帳から確認できる

が、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人は厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等は所持しておらず、保険料控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成6年1月19日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年5月から同年9月までは26万円、同年10月から同年12月までは34万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月31日から6年3月28日まで

A社における厚生年金保険の資格喪失日が平成5年5月31日となっているが、同社には6年3月27日まで勤務しており、退職まで給料から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が申立期間についてA社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録によると、当該事業所は平成5年5月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人も同日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、当該資格喪失処理は、平成6年1月19日付けで^{そきゅう}遡及して行われており、申立人以外の被保険者9名についても同日に^{そきゅう}遡及して資格喪失処理が行われている上、これら10名全員について、5年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消されていることが確認できる。

また、複数の同僚の証言から、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である平成5年5月31日においては、同社の従業員数等に変わりはなく、同日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成5年5月31日を被保

険者資格喪失日とした届出を行う合理的理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、6年1月19日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該資格喪失処理を行う前のオンライン記録から、平成5年5月から同年9月まで26万円、同年10月から同年12月まで34万円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち平成6年1月19日から同年3月27日までについては、雇用保険の記録から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、同僚は、当該期間については厚生年金保険料を給料から控除されていなかったと証言している。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和46年7月1日）及び資格取得日（昭和47年5月2日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和46年7月及び同年8月は2万6,000円、同年9月から47年4月までは3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月1日から47年5月2日まで

私は、昭和45年3月9日から49年2月17日までA社に継続して勤務していた。途中、B部が独立しC社となったが、職場も仕事内容も変わることなく、以前と同じように勤務していた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間について記録が無いことがわかった。私は、途中辞めることなく継続して勤務していたので、納得がいかない。申立期間についても被保険者であると認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人は、A社において昭和45年3月9日に厚生年金保険の資格を取得し、46年7月1日に資格を喪失後、47年5月2日に同社において再度資格を取得しており、46年7月から47年4月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、複数の同僚の証言から、申立人は、昭和46年4月24日にA社のグループ会社であるC社に異動し、申立期間についても継続して勤務していたことが認められる。

また、当該複数の同僚は、申立人が勤務していたA社のB部が、後にC社になったが、申立期間において申立人の業務に変更はなく、継続して勤務し

ていた旨証言している。

さらに、A社の事務担当者は、「当時、C社の給与計算等の事務は、A社で行っていた。」としているほか、「正社員は社会保険に加入していた。申立人の厚生年金保険の記録が空白になっている理由が分からない。」と証言していることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

加えて、C社は昭和47年11月1日に厚生年金保険の適用事業所になっていることから、申立人の申立期間に係る被保険者資格は、A社において有すべきものである。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録、及び同僚の同時期の記録から、昭和46年7月及び同年8月は2万6,000円、同年9月から47年4月までは3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年7月から47年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は昭和44年4月1日、資格喪失日は45年1月16日、C社D事業所E工場（現在は、F社）における資格取得日は同年6月22日、資格喪失日は46年8月21日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額を、昭和44年4月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から同年12月までは3万円、45年6月から同年9月までは3万3,000円、同年10月から46年7月までは3万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月1日から45年3月まで
② 昭和45年6月から46年8月まで

申立期間①については、A社の社員寮から通勤していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間②については、C社で正社員として勤務をしていたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名の者（ただし、生年月日が1日異なる。以下、X氏とする。）が、昭和44年4月1日に被保険者資格を取得し、45年1月16日に被保険者資格を喪失している記録が確認できるところ、当該事業所は、申立人が提出した戸籍の除附票に記載された社員寮が独身寮であったことを認めている上、「申立人は正社員として勤務していたと思う。正社員であった以上、社会保険の加入手続はしていると思われる。」としている。

また、申立人の雇用保険の加入記録の生年月日も1日異なっており、B社においては、昭和44年4月1日に資格を取得し、離職日は45年1月15日であることが確認でき、発見された厚生年金保険の加入記録と符合している。

申立期間②について、C社D事業所E工場に係る健康保険厚生年金保険被

保険者原票において、X氏が昭和45年6月22日に被保険者資格を取得し、46年8月21日に被保険者資格を喪失している記録が確認できるところ、当該事業所が保管していた退職者一覧台帳に記載された厚生年金整理番号が、前述の被保険者原票における整理番号と一致している上、当該事業所の事業内容と申立人の述べている業務内容が一致している。

また、申立人の雇用保険の加入記録の生年月日も1日異なっており、C社D事業所E工場においては、昭和45年6月22日に資格を取得し、離職日は46年8月20日であることが確認でき、発見された厚生年金保険の加入記録と符合している。

さらに、申立人は、生年月日の相違について、「父が生年月日を1日間違えて届け出ていたことが後から判明した。」としており、申立期間当時、申立人は、1日相違する生年月日を自分の生年月日としていたことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、基礎年金番号に統合されていないX氏の記録は申立人に係るものであると確認でき、A社の事業主は、申立人が、昭和44年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、45年1月16日に被保険者資格を喪失した旨の届出を、並びにC社D事業所E工場の事業主は、申立人が、同年6月22日に被保険者資格を取得し、46年8月21日に被保険者資格を喪失した旨の届出を、社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、A社に係る当該未統合記録から、昭和44年4月から同年9月までは2万4,000円、同年10月から同年12月までは3万円、C社D事業所E工場に係る当該未統合記録から、45年6月から同年9月までは3万3,000円、同年10月から46年7月までは3万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和45年1月16日から同年3月までの期間については、申立人自身が勤務していたことについて記憶しておらず、「実際に勤務していた期間は、申立期間と1、2か月違っている可能性はある。」としている上、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から 63 年 12 月まで及び平成 2 年 1 月から 13 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 1 月から 63 年 12 月まで
② 平成 2 年 1 月から 13 年 5 月まで

国民年金保険料を数年間納めていなかったのが心配になり、社会保険事務所（当時）で相談したところ、年金は 25 年以上納めないと受給できないとの説明を受けた。

その後、社会保険事務所に出向き、約 50 万円から 100 万円の保険料を数回に分けて納めたので、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から国民年金の加入手続及び保険料の納付状況について聴取しても、その記憶は曖昧である。

また、申立人の年金手帳は平成 15 年 6 月 17 日に交付されていることがオンライン記録から確認でき、この時点で申立期間はすべて時効により納付できない期間であるとともに、申立人は、同年 7 月 11 日に、納付可能であった申立期間②の直後までの保険料を過年度納付していることも確認できる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

加えて、申立期間①及び②の期間は、特例納付の実施期間にも当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 687 (事案 300 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 11 月から 43 年 3 月まで、44 年 4 月から 48 年 3 月まで、52 年 10 月から 53 年 3 月まで、60 年 1 月から同年 3 月まで、同年 5 月、同年 11 月から 61 年 3 月まで及び同年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 11 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 44 年 4 月から 48 年 3 月まで
③ 昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで
④ 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで
⑤ 昭和 60 年 5 月
⑥ 昭和 60 年 11 月から 61 年 3 月まで
⑦ 昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、夫婦共に毎月市の集金人（収納員）に納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料については、申立人は、夫婦一緒に市の収納員に納付していたと主張しているが、申立期間の大半はその夫も未納となっており、市の収納員制度は昭和 48 年 4 月に設置されたことが確認できるなど、申立人の主張とは相違する上、申立期間は 7 回、149 か月に及んでおり、行政側の^{かし}瑕疵により申立期間の国民年金納付記録が不明になったとは考え難い上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 7 月 31 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「申立期間当時、保険料の集金の様子を見ていた証人がいる。」と主張しており、その証人から当時の状況を聴取したが、申立期間

の保険料を納付したことをうかがわせる新たな事実は見出せず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 688 (事案 301 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月、41 年 4 月から 50 年 3 月まで、52 年 10 月から 53 年 3 月まで、59 年 10 月から 60 年 3 月まで、同年 5 月、同年 12 月から 61 年 3 月まで及び同年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月
② 昭和 41 年 4 月から 50 年 3 月まで
③ 昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで
④ 昭和 59 年 10 月から 60 年 3 月まで
⑤ 昭和 60 年 5 月
⑥ 昭和 60 年 12 月から 61 年 3 月まで
⑦ 昭和 61 年 7 月から 62 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、夫婦共に毎月市の集金人（収納員）に納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料については、申立人は、夫婦一緒に市の収納員に納付していたと主張しているが、申立期間の大半はその妻も未納となっており、市の収納員制度は昭和 48 年 4 月に設置されたことが確認できるなど、申立人の主張とは相違する上、申立期間は 7 回、135 か月に及んでおり、行政側の^{かし}瑕疵により申立期間の国民年金納付記録が不明になったとは考え難い上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 7 月 31 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、「申立期間当時、保険料の集金の様子を見ていた証人がいる。」と主張しており、その証人から当時の状況を聴取したが、申立期間

の保険料を納付したことをうかがわせる新たな事実は見出せず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 774

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A社で働いた期間について脱退手当金を受給したことになっているとのことだが、私は、この期間については脱退手当金の請求及び受給した記憶は無いので、記録を戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社C事業所を昭和 44 年 5 月に退職した後に、脱退手当金を請求し受給したが、その後に就職したA社での申立期間については、脱退手当金を請求及び受給していないと主張しているが、申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間を含む脱退手当金は、申立期間後に申立期間とB社C事業所の期間を基礎として支給されており、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の同年 10 月 31 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 775 (事案 32 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 2 月 1 日まで

昭和 37 年 4 月から A 社 B 支店で働き始めたが、最初の 10 か月の厚生年金保険被保険者記録が無い。同社ほどの大企業が従業員を社会保険に加入させないとは考えられず、また、自分の被保険者記録は、過去に複数箇所の誤りが見つかり訂正された経緯もあるため、調査の上、申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿から、申立人が、「資格取得年月日 昭和 38 年 2 月 1 日」と記載された厚生年金保険被保険者証の交付を受けていたことが推認できること、A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立人の前後の被保険者の資格取得日が申立人と同時期であること、及び申立期間における保険料控除が確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 6 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てにあたり複数の元同僚の名前を挙げているが、このうち申立期間当時の同僚であったとする 3 名については、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において 500 名以上の被保険者を調査しても、その名前を確認することができず、また、同社において、申立人と同様に現場採用職員から正社員になったとする同僚 2 名については、照会文書を送付したが、回答は得られなかった。

さらに、事業主は、「当時、現場採用の職員については、当初は厚生年金保険に加入させず、おおむね 1 年程度を経過してから加入させていた実態があったようである。」と証言している。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。